

平成 2 7 年第 2 回  
笠置町議会定例会会議録  
(第 1 号)

平成 2 7 年 6 月 1 1 日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成27年6月11日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成27年6月11日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成27年6月11日 14時20分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	7 番	石 田 春 子		1 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成27年第2回笠置町議会会議録

平成27年6月11日～平成27年6月18日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

平成27年6月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 平成26年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 承認第1号 笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第6 承認第2号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 承認第3号 笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第8 承認第4号 笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第9 承認第5号 平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に伴う専決処分の承認を求める件
- 第10 議案第25号 笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第11 議案第26号 笠置町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例一部改正の件
- 第12 議案第27号 笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第13 議案第28号 平成27年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件
- 第14 議案第29号 町道路線の認定の件
- 第15 発議第2号 「安保法案」の慎重審議を求める意見書の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

爽やかな陽気も6月に入ると本格的に汗ばむ日が続き、蒸し暑い日が続いています。いよいよ梅雨の季節ですが、災害の起こらないようお祈りを申し上げます。

本日、ここに平成27年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成27年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、石田春子さん及び1番議員、田中良三君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月18日までの8日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る5月25日より27日までの3日間、東京都におきまして全国町村議会議長研修会が開催されまして、出席いたしました。

地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっております。こうした状況で、今回、議会議長を

対象に町村議会が果たす役割の重要性を再認識し、活性化に資する研修会でありました。

1日目は、町村議会議長特別研修会で、京都府と滋賀県の合同研修会が行われました。2日目は、分権時代における地方議会の役割についての基調講演が行われ、また「これからの町村議会を考える」についてのシンポジウムが行われました。その後、京都府選出の国会議員との意見交換を行いました。3日目は、「日本の健康の鍵は、農村・漁村が握る」と「地方創生と政治・経済の展望」についての講演がなされまして、意見交換を行いました。以上、議会報告といたします。

なお、議会運営につきまして今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

平成27年6月定例会に臨みまして、諸般の報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆さん方には、御多用のところ全員御出席を賜りました。本当にありがとうございます。

季節も梅雨に入りまして、雨の季節を迎えたわけですが、親しく雨とつき合いながらこの蒸し暑いこの季節を健康で乗り越えてまいりたいと、そんなふうに思うわけですが、また、きょうも九州地方では大雨ということで報じておりましたが、当町におきましても、災害の報道等につきましては念おきしてまいりたいと、そんなふうに考えるところでございます。

さて、国政では安全関連法案など議論の最中ですが、我々地方では、地方創生に関してまち・ひと・しごと創生法に定める笠置町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関しまして、委員会の設置を定め、各種団体、町民の皆さん方の意見を反映してまいりたい。このまち・ひと・しごと創生が目指すものは、一つには2008年に始まったと見られる人口減少、今後は加速的に進むであろうと考えられます。また、人口減少による消費経済力低下は、日本経済社会に対して大きな重荷になると見られます。

このような状況の中、国民の希望を実現し、人口減少に歯どめをかけ、2060年には1億人程度の人口の確保をする、また、まち・ひと・しごと創生は人口減少の克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すと言われております。

当町の現状の取り組みといたしましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、

いわゆる地方創生先行型であります。もう一つは、地方消費喚起・生活支援型、いわゆる笠置町プレミアム商品券発行事業であります。こういった事業を実行してまいります。

そして、住民の皆様のもう一つの関心はマイナンバー制度の導入であろうと思います。このマイナンバー制度の導入の意義は、基本的には国民の利便性の向上と行政における業務の効率化、それと公平な社会の実現、3つであると思います。

これは、あくまでも目的に合致する政策を一つ一つつくり上げていくということでありませう。具体的導入、利用の仕方等につきましては、国・府、町の決定事項の中で住民の皆様方に御説明を申し上げてまいりたい。以上、それぞれ今後の施策として笠置町の魅力、特性を住民の皆様さんとともに実感できることが重要であると思います。そのことが、笠置町の活性化に直結すると確信をいたすところでございます。

それでは、4月以降の主な諸般の報告を申し上げます。

3月31日でございますが、笠置町の職員の退任式を17時より行いまして、4名の職員が退職されました。長期にわたり勤務をいただき、笠置町の発展に寄与いただきまして、本当に御苦労さまでございました。今後、皆様方の御活躍、御発展を御祈念申し上げたいと思います。

4月1日でございますが、職員の辞令交付、8時30分から行いました。相楽東部広域連合教職員の辞令交付を9時15分から、また10時30分からは相楽東部広域連合教職員の離任式、14時から同じく連合教職員の着任式を行いました。

4月5日、笠置町桜まつりが産業振興会館で10時から15時まで、同日11時から消防団の任命式が行われました。

4月6日、笠置保育所入所式、4月7日、小学校入学式、4月8日、中学校入学式がそれぞれ行われました。

4月12日、府議会選挙が行われ、兎本、松岡両氏が当選されました。

4月16日、JA京都やましろ女性部総会が文化パーク城陽で、同日、内外情勢調査会講演会がグランヴィア京都で、4月17日、山城農業振興協議会総会が京田辺JA本店で行われました。

4月18日、笠置町食生活改善推進協議会総会が産業振興会館で、4月24日、笠置町老人クラブ連合会総会が産業振興会館で、4月25日部落解放同盟笠置支部総会が笠置会館でそれぞれ行われました。

5月7日、山城病院組合、相楽中部消防組合議会の会議が相楽中部消防本部で行われまし

た。

5月11日、春の交通安全街頭啓発が駅前とローソン駐車場でそれぞれ行われました。

5月13日、知事と市町村長会議が京都ガーデンパレスで行われました。

5月14日、地方創生に関して活性化推進会議が産業振興会館で、また同日、人権審議会が笠置会館で、同じく同日、創生委員会が産業振興会館でそれぞれ行われました。

5月19日、相楽東部広域連合臨時議会が和東町体験交流センターで、5月20日、相楽中部消防組合臨時議会が10時から、同日、広域事務組合臨時議会が14時から行われました。

5月21日、笠置町商工会総会が商工会館で、5月22日、加茂笠置組合臨時議会が木津川市役所で、同日、山城地区議長会研修会が産業振興会館でそれぞれ行われました。

5月25日、山城病院組合臨時議会が、5月26日、2015年部落解放・人権政策確立要求山城地区実行委員会第31回総会が加茂文化センターで開催されました。以上、4月以降の主な諸般の報告といたします。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、報告第1号、平成26年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件について、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 報告第1号、平成26年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件につきまして説明させていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりまして、7件の事業について報告するものであります。

内容といたしましては、社会資本整備総合交付金に係る事業が3件、地域主導型公共事業に係るものが1件、地方創生に係る事業が2件、ホームページの構築事業が1件となります。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） これで行政報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件に

ついて提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関連する笠置町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいた次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） おはようございます。

それでは、承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、改正内容について御説明いたします。

今回の改正の概要は、軽自動車税などの減免の申請期限の見直しと、同じく軽自動車税のグリーン化特例や二輪車等にかかわる税率引き上げの開始期間を1年間延長する措置等でございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

なお、規定のずれや文言の修正等は一部説明を省略させていただくところがございますので、あらかじめ御了承ください。

8ページをごらんください。

均等割の税率第31条第2項の表中ホ並びに10ページの同条第4項では、法人住民税均等割の現在の課税標準である資本金等の額にかかわる改正に伴います処置を行っております、あわせて法改正に合わせた文言の整理を行っております。

次に、10ページ、11ページ、第48条第6項並びに第50条第3項におきましては、法人税法の改正に伴う規定の整備や文言の修正等を行っております。

12ページ、町民税の減免、第51条第2項では、町民税の減免を受けようとする申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改めています。

そのほか、13ページ、固定資産税の減免、第71条第2項、軽自動車税の減免、第89条第2項、14ページ、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、第90条第2項及び第3項並びに15ページの特別土地保有税の減免、第139条の3第2項におきまして、同じく減免を受けようとする期限を「納期限」に改めています。

今回の納期限の改正におきましては、市町村民税である軽自動車税は身体障害者等に対し



て減免できることとされており、多くの市町村は申請期限を納期限の7日前としておりました。一方、府税等である自動車税は、都道府県の多くは納期限までとされており、今回の改正においては市町村の実績に応じて改正を検討することとされ、本町では京都府の自動車税に準じて申請期限を「納期限」と改めたところです。

また、市町村条例において減免の申請期限を定めております市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の規定におきましても、全て見直しを検討することとされておりましたので、身体障害者等に対する軽自動車税の減免と同様に申請期限を「納期限」に改めております。

次に、同じく15ページより、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、附則第7条の3の2では、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長をしております。

16ページ、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等、附則第9条では、ふるさと納税の申告特例について規定を新設しております。

18ページ、附則第10条の2では、わがまち特例の創設に伴い規定を整理し、固定資産税の特例措置として割合を定める規定を創設しております。

附則第11条から第15条まで、ページでは19ページから23ページまで、法改正に合わせた固定資産税等の負担調整措置の適用年度を延長し、「平成27年度から平成29年度まで」に改めております。

23ページ、軽自動車税の税率の特例、附則第16条で、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定を法改正に合わせて新設しています。

なお、24ページと25ページの表右欄は、環境性能等に応じた軽減税率を適用しての税額の表記となっております。また、この特例は平成28年度分の軽自動車税に限るものとなっております。

第2条関係、26ページでは、先ほどの軽自動車税の税率の特例の新設に伴い、附則第16条の改正規定を定めています。

27ページ、28ページ、附則第1条と第4条では、法改正に伴い、平成27年度分以降からの軽自動車税に適用するとされておりました原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用の開始時期が1年間延長されたことによる改正規定でございます。

最後に、28ページ、附則第6条において、附則第16条で新設された軽自動車税のグリーン化特例に伴う規定を整備しております。以上、地方税法等の一部改正が平成27年3月

31日にそれぞれ公布され、いずれも平成27年4月1日から施行されたことによりまして専決処分とし、この条例を平成27年4月1日から施行したものでございます。これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員でございます。したがって、承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関連する笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいた次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、改正内容について御説明いたします。

今回の改正の概要は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、賦課限度の限度額の見直しと低所得者世帯に対する軽減判定所得の算定基準を見直すものでございます。

説明に入ります前に、訂正をお願いいたします。新旧対照表4ページ、第2条第2項の4行目に、現行、改正後（案）ともに「合算額する」とあります。お手数ですが「合算額」と「する」の間に「と」を加筆いただき、「合算額とする」に訂正をお願いいたします。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

改めて、4ページをごらんください。

課税額第4条第2項のただし書き中、国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を現行「51万円」から「52万円」に改め、同じく同条第3項では後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行「16万円」から「17万円」に改め、同じく同条第4項のただし書き中では介護納付金課税額に係る課税限度額を現行「14万円」から「16万円」に改めています。

5ページ、国民健康保険税の減額、第23条中は、さきの第2条の改正等による文言の修正を行い、同条第2号では軽減する所得判定基準について5割軽減の被保険者数に乗ずる金額を現行「24万5,000円」から「26万円」に改め、同条第3号中では同じく軽減する所得判定基準について2割軽減の被保険者数に乗ずる金額を現行「45万円」から「47万円」に改めています。

この改正は、昨年4月1日にも同様の改正が行われたところでございます。

次に、附則第3条関係では、ページで言いますと6ページに当たります。6ページ、附則第3条関係では、平成25年6月に改正を行いました笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、施行期日や項番号など、法改正に伴います文言等の規定の整備を行っております。以上、地方税法の一部改正が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことによりまして専決処分とし、この条例を平成27年4月1日から施行したものでございます。これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数でございます。したがって、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第7、承認第3号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 承認第3号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回、介護保険法施行規則の一部改正並びに地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の改正が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったところでありますが、議会招集のいとまがなく、地方自治法第179条の規定により専決処分をし、平成27年3月31日付にて制定した次第でございます。施行日は、平成27年4月1日でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

それでは、承認第3号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

提案理由にもございましたが、今回のこの条例につきましては既存の2つの条例を一度に改正する条例提案とさせていただきます。その条例が、平成25年4月に施行させていただきます条文中、この承認第3号の表題にもなっております。この改正につきましては、地域密着型という業務が地方分権で地方自治の業務になりまして、3年に一度、介護報酬の見直しとともにされるところでございますが、それに伴いまして、今回、町条例につきましても改正させていただいたところでございます。

大変、量としては膨大になります。逐次、説明させていただくところではございますが、主に代表などところをもって説明にかえさせていただきますと思います。

まず、新旧対照表でございます。まず、最初の条例でございますが、13ページから50ページまで、これが地域密着型、いわゆる主に言いますと認知症の対応のサービス、大まかに言いますとそうなります。

それから、51ページから2つ目の条例になりまして、地域密着型の介護予防に係る部分、いわゆる要支援の人を対象にした条文の改正、この2つの条文が同様の理由になっておりますので、今回、1つの条例で提案させていただいたというふうな組み立てになっているところでございます。

それでは、まず13ページでございます。

この条文から、説明資料をつくれればよかったんですが、なかなか難しいところがございまして、言葉ではなかなか説明できない部分ではございますが、まず13ページの第6条でございます。ここでは、これが定期巡回・臨時対応型訪問介護事業のことをいうておりまして、何のこっちゃ、ちょっとわからない、簡単に言いますと、日中や夜間を通じてホームヘルパーが定期的に家庭を巡回するような、24時間体制で見られるようなサービスの提供についていうてんですけども、夜間から早朝まで、午後6時から翌朝の8時までの間にオペレーターというのを設置する必要があるんですけども、それが、同一敷地内あるいは隣接する施設、事業所についても同一のオペレーターでもいけますよというような緩和措置が、今回、講じられたというようなことの改正をしているところでございます。

それから、17ページから18ページに飛びますが、ここは認知症対応型通所介護、認知症を対象にした通所介護のサービスのことを説明、規定しておりまして、17ページから18ページの第65条の条文の中身でございます。これは、当然、51ページ以降の介護予

防の分も同じような形で改正しておりますので、その分、承知いただいて御説明させていただきますが、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員につきましては、指定認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、今までは施設ごとに3人以下というふうなことでございましたが、1ユニットという共同生活住居単位で3人以下というふうな規定になりまして、より以上の人数を小規模ながら利用定員として定めることができたというふうな内容になってございます。

それから、18、19ページの第78条の関係でございますが、これは認知症対応型の通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間深夜サービスを実施している事業所について、その事故報告の仕組みを新たに届け出なければならないというふうな規定を設けているところでございます。

それから、24、25ページの第85条関係のところでございますが、これは指定小規模多機能型居宅介護というふうな規定の名称でございますが、通所または短期間入所してその中で介護訓練を受けたり、それからまた居宅、おうちのほうでも訪問介護を受けたりするようなサービスの規定ということでございまして、その登録定員が25人から29人に緩和された、その面積要件も含めて利用定員もあわせて改定されているというふうなところでございます。

それから、その次に27ページの第113条関係でございますが、下段のほうから入っていくわけでございますが、これが指定認知症対応型共同生活介護というふうな規定の欄になります。いわゆる認知症高齢者のグループホームをイメージしていただければいいかなと思うんですけれども、この指定認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1から2のユニットというふうな標準が決められているところでございますが、新たに用地の確保が困難とかいうふうな特殊な事情がある場合は、3ユニットまで許可、基準として定めてもいいですよというふうな内容になってございます。

それから、30ページの第135条関係も、ちょっと触れさせておいていただきます。

第135条、上段のほうにございますが、これが指定地域密着型特定施設入居者生活介護というふうな規定のところでございますが、小規模な有料老人ホームやケアハウス、小規模なそういう老人ホームというふうなイメージの規定でございますが、今回、この老人福祉法の改正によって、代理受領というのを施設がする場合の要件が今までは必要だったんですが、その老人福祉法の改正によりまして、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられましたことから、改めてこの条文を規定しておく必要がなくなりましたので、削除させて

いただいたというふうなところでございます。

それから、あと最後に40ページから41ページの第194条……、すみません、39ページまで戻っていただきますと、指定複合型サービス事業者というのが、名称、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者というのが、そこかしこに出てきます。これは、何のために改定されているのかということにつきましては、表現上、複合型というのが、どうも住民さんに、利用者に理解できないというふうなことがございまして、複合型というのは、通所なり、それから泊まったり、あるいは訪問看護も入っております。介護だけじゃなしに、訪問看護、訪問介護、そういう面を合わせた事業ですよというのをわかっていただくために、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護という名称に変えられたということに伴って、そこかしこに出てくるという条例改正になっております。

それから、先ほど言いました40から41ページの第194条関係でございしますが、これは、先ほどもございましたが登録定員の緩和、25人から29人に拡大するということと、それから面積要件上の緩和、利用定員の緩和というふうなことがあわせてさせていただいているというふうなところでございます。

それから、提案理由でもございましたが、第3次の地方分権一括法で改正している部分もでございます。一例だけ、説明させていただきますが、15ページ——戻ったり行ったりで大変恐縮ですが——15ページ、それから25ページもあるんですが、京都府の今まで参照条例としていた国の省令につきましては、都道府県で新たに決められた規則ができたというふうなところを参照条文に持ってきたり、あるいは54ページ、63ページでは、3月議会で可決いただいた笠置町の居宅介護の関係条例で具体的方針を取り決めたところでございますが、それを参照条文に持ってくる改正をしているというふうなところでございます。

大変、説明が下手で申しわけなかったところでございますが、今回そういう形で改正させていただいて、4月1日に施行させていただいた、それで経過措置なりも設けさせていただいているというふうなところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

これは、高齢者の方が住みなれた地域で尊厳を持って暮らし続けられるようにする支援のサービスであります。今、説明されましたように、認知症高齢者のためのグループホーム、デイサービス、ほかに小規模多機能型居宅介護、夜間対応型介護があります。これらの事業所については、市町村が指定権限を持っております。現在、指定されております事業所の現

況をお聞きします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいま西村議員さんの御質問でございます。

笠置町が指定していく条例でありまして、施設としては町内、本来は笠置町内にある事業所を指定して笠置町の町民に利用提供するというのが、理想でございます。ただし、しかしながら現在笠置町にはそういう施設はございません。

ただ、他町村のそういう施設を利用するときも、笠置町が改めて指定することになります。そういう意味で、条例というのは制定しなければならないところでございまして、介護保険の答弁の中でも御説明させていただいているんですが、地域密着型のサービスについては現在利用されていないと。ただ、これからはふえてくるだろうというふうに予想しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

例えば、夜間対応型訪問介護、24時間ヘルパーさんを派遣される事業所ですけれども、笠置町にはありません。今、この制度を使っておられる家庭があると思うんですけれども、そういう、今、事業所に対して、町が、笠置町にない場合は他町村のこの事業所を使ってくださいと、そういう指定権限を私は持っていると思うんですけれども、そういう指定を今されておるんですかと、そういうことを聞いております。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

指定しておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） それは、指定しなくて、その家庭の方がいろいろ探されてその事業所を利用する、そういう形を今やっておられるということなんですね。それで、行政としていいのかないう、私は、思いがするんですけれども、行政とされて、やはりこういう場合はこういう事業所を使ってください、そういうふうな行政のあり方が必要ではないのでしょうか。

それと、指定に関しては地域密着型サービス運営委員会で意見を聴取されて、指定をされ



ていく、そういうふう知りおきます。そういう体制も整っておりますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、笠置町では個々のサービスの提供については、個々のケアマネジャーなりでケアプランを作成していただいています。この条例に適合する施設がない、現在のところ、利用する施設がないというふうなことでございます。町外にはあるかもしれませんが、その方が希望されるサービスを提供できるものではないというような判断。それで、先ほどのホームヘルパーとか、認知症対応型のホームヘルパーとかいうような利用されているところについては、個々の事業所、この基準に合わないけれども、ここでやっておられるサービスを提供されているものと考えております。

今後、こういうふうなサービスが提供できるようなそういう事業所が、近隣でふえていただくことを望んでいるところでもございます。それと、認知症については、今、重点項目として京都府も取り組んでいただいております、認知症サポーターなりの指導員を現在取り組んでいるところでもございまして、一朝一夕にはいきませんが、先ほど言われたような協議会というのはまだつくらせていただけていないんですが、それに向けて努力をさせていただいているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、課長のほうから、まだ地域密着型サービス運営委員会などまだ整備されていないとお聞きしました。ぜひとも、早急に立ち上げられて、今出させていただいた問題も、この委員会で前向きに対処していただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

1点、お聞きします。

ここの第6条第2項で、オペレーターは、現行は看護師、介護福祉士、その他町長、改正案ではその他町長のところが厚生労働大臣と変わっているんですけども、これは法改正か何かあったんですか。どういった形で……、町長は、ほんなら、どういったこの看護師、介護福祉士以外のことを今までやってこられたのか。この厚生労働大臣が定める者とは何かというのを、その辺、ちょっとお願いします。どう変わったんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員さんの御質問でございます。

当初、平成25年4月1日に策定いたしました当初の条例の表記誤りということで、御理解いただきたいと思います。本来は、厚生労働大臣の指定する者であったものが町長の権限というふうな表記をしておったところを、今回に条例改正にあわせて文言整理をさせていただいたということでお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 今おっしゃったように、平成25年4月のときには、本来は厚労大臣というところですね。町長じゃなかったわけですね。はい。

それで、厚労大臣でもいいんですけれども、看護師、介護福祉士以外の方は、定める者というのはどういった方があるかと先ほどお聞きしまして、まだその回答をいただけていないんですけれども。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

その他厚生労働大臣が定める者、介護士、看護師、介護福祉士等というふうな「等」は何かということでございますが、ちょっと勉強不足で承知しておらないところで申しわけなかったんですが、また後ほど答弁させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第3号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員でございます。したがって、承認第3号、笠置町指定地域密着

型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第8、承認第4号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第4号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回、医療保険法各法の医療費自己負担割合の変更により、65歳から70歳までを対象としています京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正が施行されたことに伴い、所要の改正を行ったところではありますが、議会招集のいとまがなく、地方自治法第179条の規定により専決処分をし、平成27年3月31日付にて制定した次第でございます。施行日は、平成27年4月1日でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

承認第4号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

提案理由は、先ほど町長が申し上げたところでございます。

説明につきましては、2ページの新旧対照表のところ御説明申し上げます。

医療保険各法が、4月1日から自己負担割合、高額所得者を除いてでございますが、2割になったことは、皆さん、御承知いただいているところかと思えます。ほんで、それに伴いまして、65歳から69歳までを対象に、通称老人医療——これは、京都府と共同事業でございまして、京都府の老人医療助成事業費補助金交付要綱に基づいて共同事業を実施させていただいているところでございますが、その負担割合も合わせて2割にするというふうな条文改正になってございます。

65歳から69歳を1割にして、70歳から2割になるというふうな、高齢者のほうが負担をふやすというふうな逆転現象というのがまず討議されたところございまして、皆さん、

合意の中、いろんな協議会を経ましてこの改正をさせていただいたところでございます。施行は、4月1日から施行しているということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第4号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数でございます。したがって、承認第4号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第9、承認第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入後期高齢者医療保険料の滞納繰越分の収納額が当初予想を大きく上回り、歳出京都府後期高齢者医療広域連合納付金に予算不足が生じたため、それぞれ23万7,000円の増額補正を計上したものでございます。特に緊急を要したため、同補正予算書第2号を平成27年3月31日付で専決処分をしたものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

承認第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

提案理由は、今、町長、申し上げたところでございます。説明につきましては、6ページ

の歳入の明細のほうから御説明申し上げます。

歳入でございますが、普通徴収保険料1節現年度分で37万3,000円の減額、それから2節滞納繰越分で61万円の増ということの予算を組んでおります。後期高齢者医療保険医療特別会計につきましては、この入ってきた保険料をそのまま後期高齢者の納付金で広域連合のほうに納めているものでございます。それで、先ほど提案理由でもありましたように、滞納分が、通常、例年ですと10万円から多くても20万円はいかないというふうな例の中で、昨年度26年度に組織改正していただいて、それからあと滞納体制の強化というものを図りましたし、図っていただいた。その中で、通常10万から20万までいかない中で、本年度は71万弱の徴収実績が得られたところでございまして、これも年度末に強化事業によりまして集中的に収納があったというふうなことでございます。それにあわせて補正をさせていただいたと、普通徴収で減額、滞納で増額というふうな合わせて23万7,000円というふうな増額。

それから、次のページの最後のページの23万7,000円をそのまま連合へ納付金をする予算書を専決させていただいているということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員でございます。したがって、承認第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

この、条例一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号等の改正により、保育士の算定数について保育士または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなされることとなったことから、所要の改正をするものでございます。施行日は公布の日としております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

2ページの新旧対照表のところでございますが、今までは保健師または看護師というふうなことで指定をしておったところでございますが、その前に家庭的保育というのはどういうものかということで、イメージしていただくのは保育ママというふうなものが一番妥当かなと思います。残念ながら、まだ笠置町にはないわけでございますが、将来、これから多様な保育ができる環境ができるであろうもので、権限移譲があったものというふうな捉え方でございますが、その専門職を置かなければならないという基準を准看護師まで範囲を拡大されたということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

報道によりますと、保育園による事故による園児の死亡が過去最高になったと警鐘されております。そういう中で、看護師、また准看護師さんを保育士と見なす、こういう緩和はこういうことに対処する……、逆行するんじゃないんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの御質問でございますが、笠置町で例がないということをお前提に答弁させていただきたいんですが、これからの少子化の中の多様な保育のあり方というのは、ある程度必然性を認められてこういう形になってきたものであろうかと思っております。それで、今、議員さんが言われたような危険性もあわせ持つものだと思います。

何を選択するのかという、やっぱりベストというものはないと思います。今の現状で、どれが笠置町にとって選択していくかというベターの世界の次元の判断になるかと思しますので、答えになっているかどうかわかりませんが、そういうことでお答えさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

先ほども、西村議員からありましたように、全国でも死亡例、特に有資格者のない認可外保育園での死亡例が多いという厚生労働省の調査もある中で、やはり保育士の資格の規制緩和、そういう方向に踏み出すのはちょっと問題ではないかと、その点懸念しますので、以上を反対の理由として反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数でございます。したがって、議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第26号、笠置町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第26号、笠置町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

この条例は、平成6年1月7日に議員提案によって可決、制定された条例ですが、その後、世界人権宣言の基本理念や幅広い全ての人権擁護の観点から、制定されたほとんどの市町村では条例の一部改正をされてきました。笠置町においては、今回、ホームページによる町条例の公開に合わせて一部改正するべく、5月14日に同審議会の委員にお諮りし、改正案を作成したところでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 失礼します。

議案第26号、笠置町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例一部改正の件。

笠置町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求める。

今回の条例一部改正は、平成5年当時、全国的な流れの中で部落差別撤廃条例が全国で多くの市町村で条例化されました。京都府では唯一笠置町だけが条例化され、その後、全国的には平成14年に33年間続いた同対法、この同対法の終了時に部落差別を初めとする〇〇条例や差別をなくす〇〇条例というふうに変更されてきました。また、平成18年ごろの平成の大合併、この時期にも人権に配慮した〇〇条例等、さらに改正がなされてきました。

こういう流れの中、笠置町ではその間一度も改正されておらず、町条例を今回ホームページにアップするということですので、その時期に合わせて諮問機関であります審議会、これを5月14日に開催していただきまして、協議されました内容での改正案によりまして議会へ上程するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

まず、条例の名称を「笠置町部落差別・人権擁護に関する条例」、これを「笠置町部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例」、このように名称を変更いたします。

まず、目的であります第1条、これにつきましては、「日本国憲法の理念及び」から「人権擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与すること」という文言を、「日本国憲法、同和対策審議会答申の精神、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）並びに世界人権宣言の精神にのっとり、町民の責務、町の施策等その他必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって平和で明るく住みよい笠置町を築くこと」と変更いたします。

旧の町民の責務、第2条でありますが、これを新のほうでは第3条に持っていきまして、



新条例第2条では「(町の責務)」を入れております。旧条例の第3条の「(町の施策等)」と中身は同じでございまして、町の責務としまして、「町は、前条の目的を達成するため、部落差別をはじめとするあらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止と町民の人権意識の高揚に努めるものとする。」といたします。

第3条では、町民の責務、これにつきましては、旧条例第2条のほうの「部落差別」という文言または「部落差別撤廃・」というところを「部落差別をはじめとするあらゆる差別」、第2項のほうでは「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図るための施策に」という形で改正いたします。

次ページをお願いいたします。

旧条例では、「(町の施策等の推進)」という形になっております。中身は、前条の施策を推進するため、総合的な計画を、ということになっております。それを、今回は「町は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため啓発活動及び人権擁護等の施策を積極的に推進するものとする。」と改正します。

実態調査、第5条につきましては、旧条例では5年ごとをめぐりに調査を行うことと、その結果を町の施策に反映させるという形になっておりますが、新条例につきましては、「前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行う」ということになっております。

第6条の行政組織の整備、第7条の審議会につきましては、どちらも「部落差別撤廃・」を「部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃」という文言に訂正する形となっております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

同対法が終わった中で、いわゆるあらゆる差別ということと部落差別をまるで分けるかのように「部落差別をはじめとする」という表現になっていますけれども、例えばこれは単純にあらゆる差別撤廃という表現にできなかったのでしょうか。どうして、あの「部落差別をはじめとする」という表現でなければいけないのでしょうか。その点をお伺いいたします。

議長(杉岡義信君) 人権啓発課長。

人権啓発課長(増田好宏君) 失礼します。

お答えいたします。

これは、最終的に言いますと、審議会の決定でございます。案としましては、対案、今、

向出議員がおっしゃった案もその一つとして提案しております。なぜかといいますと、先ほども説明したとおり、この条例は京都府で唯一笠置町だけがしてきたということで、今までの運動の成果及び運動への皆さんの努力を残すという形で、笠置町ではそちらの「部落差別をはじめとする」という文言を皆さんで一致で選ばれましたということです。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

同対法も終わった中で、一般的に部落差別問題を問題にすること自体はいいと思うんですけども、全国的にも特別扱いという形で、いわゆる逆差別ですね、優遇措置をとった事件、また笠置町でも固定資産税の0.25%の減額や水道減免など特別扱いしてきたという、そういう歴史、実際の経過があります。

やはり、特別に今の時代、殊さら部落差別だけを全面に持ってきて、ほかの差別と分けるような表現は、余り好ましくないのではないかと、そういった点を反対理由として反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第26号、笠置町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数でございます。したがって、議案第26号、笠置町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時46分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第27号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部

改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第27号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

この条例一部改正は、京都府老人医療助成費事業補助金交付要綱の改正に即し、老人医療費助成被対象者の資格判定基準の見直しが平成27年8月1日より施行されたことに伴い、所要の改正を実施するものでございます。改正によりまして、主にこれまでの特別老人要件が廃止されることとなります。施行日は平成27年8月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第27号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

提案理由は、今、町長が申し上げたところでございます。資格要件ということで、本年度の賦課が確定しまして、資格判定をします。8月1日から、この法律を適用しようとするものでございます。

それで、説明に入ります前に、この老人医療費につきましては約10年前からこの老人医療費のあり方ということで京都府と各市町村で、随時、協議されまして、本年度、最終結論をもってこの資格要件の見直しが改正されるというふうな運びになったところでございます。

それでは、議案書の3ページ、新旧対照の表で御説明申し上げます。

第2条に、老人医療費の支給ということで、ここが資格要件になるわけでございますが、変えております。以前の条文を読みまして、まず第一に感じましたのは、非常にややこしい書き方をしている条文でございまして、今回の改正にあわせまして少々わかりやすい条建てにさせていただいているところでございます。

改正後の第2条の内容でございますが、65歳から69歳の方を対象にしているという中で、65歳から69歳に後期高齢者医療保険各法の方がダブっている部分がございます。生活保護法の方は、当然、全年齢に応じて及んでいるわけでございますが、65歳から69歳で後期高齢者の方が、障害者制度の関係でどちらでも選べるような制度になってございます。その方を、後期高齢者の方はちょっと除いて老人医療費の適用をしようというところが、上段の下線部分でございます。

その純粹に老人医療の対象者となる方について、高確法——後期高齢者の医療の確保に関する法律でございますが、ここで医療保険各法というのを定義しておりまして、その規定に基づく一部負担金を除くと。いわゆる自己負担、ちょっとわかりやすく言いますと、3割負担というのが通例でございますが、3割負担をして後期高齢者分を除くということで、今までは1割でございました。それで、その1割が、先ほどの専決で承認いただいた1割分を2割分に読みかえるということで専決いただいたところですが、その2割を引いて1割を老人医療費としてお返ししますよというふうな条文に変えてございます。

その中には、高額医療費や高額介護合算療養費、それから付加給付もございます。こういう給付があれば、その分も足して控除して支給しますよというふうな内容でございます。それが、4ページにわたって書いている内容でございます。

資格要件でございますが、旧法で言いますと、寝たきり老人、単身者、老人世帯に属する者ということで1号から3号ございましたが、この要件につきましては廃止させていただくと。対象とするのは、所得税の非課税者だけを対象に、今後、制度を運営させていただくというふうなことでございます。それから、従来ありました町長の特任事項というのをなくしたところでございます。

所得税の非課税者というのも、少し説明いたしますと、その主たる生計の維持者、通常は世帯主さんがその主たる生計ということになるんですけれども、そういう方も非課税者であるというふうな要件がございます。

それから、5ページの第4条につきましては、これは削除ですね、1号から3号の要件に絡むところでございますので、削除しております。

それから、2ページを見ていただきまして、附則だけ、若干ちょっと御説明申し上げます。

施行日は、当然、8月1日と先ほど御説明申し上げたところでございまして、適用区分ではこの条例の施行日以前に受けたものについては旧法で適用する、それから特に注意願いたいのはその経過措置でございまして、以前に認定を受けた人は、この老人医療の適用を終わるまではそのまま資格を持っていただける経過措置というのを設けさせていただいているということでございます。

説明は、以上で終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第27号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数でございます。したがって、議案第27号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩とします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 0時58分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

---

議長(杉岡義信君) 日程第13、議案第28号、平成27年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第28号、笠置町一般会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳出歳入予算の総額12億6,470万円に歳入歳出それぞれ4,396万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億866万円とするものであります。

歳入の主なものは、地域主導型公共事業に1,030万円、有限会社わかさぎに対し維持管理交付金として1,990万6,000円、笠置会館の耐震補強及び大規模改修工事の設計委託費として540万円を計上いたしております。歳入の主なものは過疎債で1,030万円、ふるさと基金繰入金で1,990万6,000円を充当しております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第28号、笠置町一般会計補正予算(第1号)の議案説明をさせていただきます。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。

8ページから、ごらんいただきたいと思います。

11款分担金及び負担金、1項負担金、民生費負担金といたしまして7万5,000円の増額をしております。児童福祉費負担金で保育所での滞納分の計上、それから延長保育に係ります保育料の増額となっております。

続いて、13款国庫支出金、2項国庫補助金で、総務費の国庫補助金で254万3,000円、施設の総務管理費補助金といたしましても254万3,000円を増額しております。これは、10月以降の番号制度の導入にかかわりますシステムの整備費補助金といたしまして額が確定いたしましたので、今回計上させていただいております199万9,000円となっております。歳出につきましては、当初予算で、さきに計上させていただいておりました。

同じく、個人番号カードの交付事業費といたしまして、国のほうから54万4,000円交付されることとなっております。

2目の民生費国庫補助金では、40万6,000円を増額しております。社会福祉費補助金の28万4,000円と児童福祉費補助金の12万2,000円ですが、いずれも平成26年度に引き続きまして臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金事業が実施されることに伴いまして、システムを改修するための事務費の交付があるものでございます。

続いて、14款の府支出金でございます。2項府補助金、民生費の府補助金といたしまして、社会福祉費補助金で260万円。こちらは、絆ネットを構築するための支援事業費といたしまして、府のほうから260万円の補助金が交付されます。

児童福祉費補助金の92万4,000円ですが、第3子以降の保育料の無償化が行われるに当たりまして、その対象となる保育料に相当する92万4,000円が交付されるものでございます。

衛生費の府補助金で2万2,000円増額させていただいております。こちらは、風疹予防接種助成事業と発達障害児等の早期療育支援事業補助金といたしまして、保険衛生費補助金に2万2,000円となっているものでございます。

続いて、9ページに移らせていただきます。

17款の繰入金、1項基金繰入金といたしまして、ふるさと基金の繰入金を1,990万6,000円計上させていただいております。歳出でも出てきますけれども、有限会社わかさぎに対しての交付金に充当するものでございます。

18款繰越金です。前年度繰越金といたしまして、財源不足分の718万4,000円を今回計上させていただいたところでございます。

20款の町債ですが、土木債といたしまして、過疎対策事業債で1,030万円計上させていただいております。こちら、歳出のほうで説明があると思いますが、地域主導型公共事業に対する支出に充当するもので1,030万円計上させていただいております。

続いて、歳出に移らせていただきます。

歳出につきましては、総務財政課所管のものを御説明させていただきます。

10ページ、2款総務費、1項総務管理費の中で、目一般管理費で161万2,000円計上させていただいております。委託費といたしまして130万円。こちらは、行政手続法や行政不服審査法の改正に伴いまして、町条例の明記改正が多岐にわたることから支援の整備をお願いするもので、委託料として130万円の計上となっております。

使用料及び賃借料で31万2,000円ですが、WEBシステム使用料となっておりますのは、特定個人情報のシステムを利用するためのものがございます。機器使用料としましては、庁舎内で行っておりますメールサーバーの使用料を計上したものでございます。

続いての財産管理費で31万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、現在、借地としてお借りしている土地を、この度、買い取っていただけないかという話がありまして、買い取る場合の不動産鑑定をお願いするものでございます。

続きまして、12ページになります。

12ページ下段の10款公債費ですが、今回81万5,000円、元金のほうに増額で計上させていただいております。長期債、縁故債を借りまして、本年度6月で借りかえを行うことになっておりましたが、残年数が2年で、残金額が81万5,000円であったために、今回、繰上償還を行うことといたしました。そのための計上となっております。

以上、総務財政課の所管の分について説明させていただきました。失礼します。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼をいたします。

企画観光課が所管いたします歳出予算について御説明をさせていただきます。

10ページのほう、お願いします。

10ページの中段あたりなんですけれども、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金で、有限社会わかさぎへの維持管理交付金として1,990万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、いこいの館の修繕費、

浴場、洗い場のお湯、また水漏れに伴う給水設備配管等の改修、それと空調設備に係る温水ポンプ、冷却水、冷却塔の修繕、それと1階トイレの手洗い場の蛇口感知不良による感知器の交換、それと非常灯のバッテリー等の交換、そして2階、3階のクロスの張りかえなどの修繕、改修、そういったものを計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

それでは、税住民課が所管します歳出について説明させていただきます。

10ページをごらんください。

中段、2款総務費、徴税费、賦課徴收费、償還金利子及び割引料で53万8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、町民税の還付金でありまして、個人住民税の配当割、譲渡割に伴います控除不足額の還付によりまして不足が生じたので、その不足額を計上しております。

次に、同じく2款総務費、戸籍住民基本台帳費、19節負担金補助及び交付金におきまして54万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、マイナンバー制度の実施に伴い、通知カード、個人番号カードの作成、送付にかかわる関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任しております。その交付金でございます。今回は、交付金の概算額に基づき、計上しております。なお、この交付金は、国庫補助として10分の10の補助率となっております。

次に、12ページをごらんください。

4款衛生費、清掃費、塵芥処理費、18節備品購入費で9万1,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、生ごみ、プラスチックごみ等、ゴミ収集ボックス1基分でございます。南部区中村地区町道佐田線沿いに設置を予定しているものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 住民福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、住民福祉課が所管します歳出予算でございます。

ページは、11ページ、お願いいたします。

11ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、負担金補助及び交付金におきまして町村会システム改修負担金28万5,000円というのは、子育て世帯臨時給付金のシステム改修。それと、同じ項目が次の中段の民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の19節負担



金のところにも12万3,000円というのがございますが、これは、同じ臨時給付金の絡みの改修費でございます。それと、社会福祉費に、総務費に戻りまして、絆ネットコーディネーター事業負担金390万円というのがございます。歳入のほうで御説明あったところでございますが、京都府の3分の2の補助を得まして、事業費390万円で社会福祉協議会が主体となりまして、これからの笠置町の高齢者の見守りなり、支援のネットワークづくりの構築を実施するところでございます。

次に、同じ民生費の4目の老人福祉費でございます。これは、老人福祉施設の修繕とそれから国保連システム機器の保守料で若干不足が生じたので、合わせて9万7,000円の補正をしているところでございます。

次に、民生費でございますが、主に、先ほど言いました児童福祉費の絡みにつきましては、町村会のシステム改修、子育て支援の臨時給付金のシステム改修でございます。それから、同じ民生費の児童福祉の保育園費、それからその次の衛生費の保健衛生の予防費に係ります部分につきましては、歳入補正による財源振りかえとなつてございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） それでは、人権啓発課が所管します歳出予算について御説明します。

11ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉施設費で540万円を計上しております。委託料で、中身としましては耐震補強改修及び大規模修繕工事に係ります設計委託業務の費用でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課が所管いたします歳出予算の御説明をさせていただきます。

予算書12ページをお開き、お願いいたします。

12ページの中段でございますが、7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございますが、節の区分といたしまして、補償、補填及び賠償金で1,030万円の増額補正を計上させていただいております。中身につきましては補償費となっております。こちらにつきましては、かねてから進めております地域主導型公共事業によります新設町道に係ります建物等、支障物件の移転補償費等を計上させていただいたものでございます。こちらの補償額の積算につきましては、用地調査等、標準仕様書、補償標準単価表などの基準に基

づきまして積算を行ったものでございまして、当初予算での計上済額と合わせまして、総額で1,230万円を見込んだものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

前にも、町長に聞いたと思いますけれども、9ページのふるさと基金の入金の件ですけれども、これは桜か保全植栽等に使うふるさと基金でしたけれども、今度はふるさと基金の金をいこいの館の修理のほうに使っておられますけれども、まだ、お金はあるんですか、ふるさと基金の金は。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

石田議員の御質問にお答えさせていただきますが、すみません、桜の保全とかに係る分につきましては、ふるさと基金ではなくて、ふるさとづくり基金というのがあります。ふるさとと納税とかをしていただいたお金とか、寄附をいただいたお金をふるさとづくり基金というものに積み立てておりまして、それとはまた別のもので、今回財源として充てさせていただくのは、ふるさと基金というものになっております。それで、こちらについては、26年度末の基金の残高といたしましては、大体1億6,000万円ほどになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） はい、石田さん。

7番（石田春子君） 私は、ふるさと基金のお金って、前に町長が説明されたように思いましたので……、づくり基金やね。そして、1億6,000万円あったら、またどうぞ使ってください。

そして、ちょっともう1点、お聞きします。12ページですけれども、先ほど建設課長から説明いただきましたけれども、この場所というのは、はっきり聞こえなかったんですけれども、よろしくお願ひします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） すみません。失礼いたします。

ただいまの石田議員さんの御質問のほうにお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほど申し上げました地域主導型公共事業ということで、かねてより（仮称）町道平田線ということで道路計画のほうさせていただいている部分につきまして、場所といたしましては笠置町大字笠置小字平田地内ということで、南笠置区の公民館の横から、今、京都府のほ

うで工事を進めていただいております河川管理用道路へ接続するための町道ということで、そちらの用地に係ります支障物件の補償費ということで計上させていただいている分でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

今の質問に関連してですけれども、これ補償費ということは、先ほど、建物の支障移設か、という説明やったけれども、もともとの道路のその用地料いうか、そのお金はどうなっとったんかな。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、西岡議員のほうで質問していただきました用地費、公有財産購入費につきましては、平成26年度で予算化、既にしていただいております。それで、執行につきましては、午前中の報告事項の中でもございましたが、明許繰越という形でやらさせていただいております。現在、詳細設計等を行っている作業の途中でございます。これが、ある程度固まりましたら用地の買収ライン等が決まってまいりますので、その時点で、今後、引き続きその用地の交渉等に入っていくということでございます。ちなみに、繰り越しさせていただいている予算額につきましては、800万円を計上させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

10ページにマイナンバーの関連の委託金というのが計上されております。6月1日に日本年金機構が個人情報を流出したということを発表されまして、こういう問題の中で、マイナンバーを実施していくのは見直すべきではないかと思うんですけれども、その点はいかなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの御質問につきまして、お答えしたいと思います。

日本年金機構における多量の個人情報の流出という事案を受けまして、いろいろと、今、新聞とか、テレビ等でいろいろ情報が流れているところです。その中身につきまして、マイナンバーはどうかということについては、いろいろと心配される場所ではございますけれども、国のほうから聞いております範囲ではそういう再発を防止した中で進めていきたいと

というような中身で、今の段階では報告を受けております。日本年金機構におきましても、適正な管理を今後とも行っていくということで、システム面、制度面からしても一定の整備をされた中で、行っていきたいというようなことで、今のところ、報告を受けております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど、総務財政課長のほうから石田さんのお答えで、1億6,000万円ほど基金が残っているという話でしたけれども、既にこれ基金、前から質問していますとおり、20年4月では3億円余りの基金が残っておりました。その都度、1,000万円とか、5,000万円、3,000万円、1,000万円、2,000万円とかですね、ずっと使って、今、おっしゃったように1億6,000万円。今回、これ2,000万円弱、金、だから1億4,000万円ぐらい残ると思うんですけども、本当にこれ前から言っていますように、こう何かあったら、こう出して、1億4,000万円、これがなくなれば、本当にどうするかというのは将来的にはわかりませんが。ただ、町長が、この前、議会運営委員会のところでもおっしゃっていましたけれども、ゲートボール場の塗装もやらなければいけないとおっしゃっていました。あれも、おそらく何ぼか、金見積もりしたら大分かかると思うんですけども、やはりそんなところにも金使わないといけない。この金は、もともとグラウンド入れまして、運動公園にも使えるお金ですね。だから、本当にそういったところにお金を使うのに、どんどんこの、それが、いこいの館が再生できて、すればお金何ぼつぎ込んでも再生するとめどが立てばいいんですけども、その辺のところ。さっきもおっしゃったように、かしばが、御存じのように、皆さん、6月末に閉めて7月に、今回、2,000万円弱で修繕やって、できたら8月からまた新しい業者でやりたいとおっしゃっていますが、その辺の、本当に見通しというか、今後の見通し、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの大倉議員の御質問でございますが、これからのいこいの館の見通しについてという御質問であるわけでございますが、正直な話、いこいの館運営委員会でも御説明を申し上げているわけでございますが、新しいかしばにかわる業者の選定につきましても、現在、作業を進めているところでございます。

しかし、その運営等については、厳しい話が出てきております。基金の残高を含めて、これからのいこいの館のあり方を根本的に考えていかなければならないわけでございますが、

非常に厳しいというのが、状況が、私の説明になろうかと思うんですが、見通しは今のところ立っていないのも現実の姿であります。

しかし、ただいまのいこいの館は、笠置町のかげがえのない資産であるわけでありまして。こういった資産をこれからどのように有効に生かしていくかということにつきましても、当然、行政側の我々もいろいろと工夫を凝らしながら、その運営に努めなければならないわけですが、議会も、議員の皆さん方も含めて、町民の皆さん方にも、今後はひとつ御協力をお願い申し上げたい、そんなふうにするわけでございます。

いこいの館のこれからのあり方につきましては、逐次、議員の皆さん方にも御報告を申し上げます、御相談を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

このいこいの館の関係は、一般質問で詳しくやらさせていただきますので、よろしくお願います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい。2番、向出です。

先ほどのマイナンバーの関係で、再度質問したいんですけども、政府のほうも厚労大臣が年金機構は基本動作ができていないという批判をされていますし、さらに9日の参院厚生労働委員会では、年金機構の水島理事長も判断の妥当性は検証委員会で明らかになるという答弁をされております。要するに、この問題はまだ検証して、何が問題であり、どういう再発防止をするのかと、まだ明確に決まっていない、そういう中で進めるのはやはり問題ではないかとそういうことでお尋ねをしたんですけども、先ほどの答弁ですと、国はしっかりやるだろうと、だから大丈夫なんだと、そういう答弁でした。

さらに、8日の衆院の決算行政監視委員会でも、厚労省のほう年金の流出に関して、完全に原状を回復することはできないと認めています。さらに、年金が間違っ支払われることの阻止が最優先だと、金銭的な補償を行う意図はないと。要するに、もし仮に不正があっても、金銭的な補償は考えていないんだというような答弁になっております。やはり、こうした中で、しっかり個人情報を守るべき行政として、今、早急に先行的にマイナンバーのこういう事業を進めるのはやはり好ましくないのではないかと、再度、この点についてもう一度お伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 田中参与。

参与（田中義信君） ただいま、向出議員のほうからマイナンバーのかかわる分について、年金機構の個人情報流出に伴う部分について時期尚早ではないか、システムの整備等々を含めていう話でございます。確かに、向出議員おっしゃるとおり、今、厚労省並びにいろんなところでそれぞれの検証、分析等を行っておられます。その中で、二、三日前の新聞だったと思いますけれども、官房長官が談話として、そういう部分の検証分析をある一定見きわめた中で対応をしていくということを考えるとするならば、これはもしかしたら伸びる可能性はあるかなど。ただ、冒頭、課長が申し上げましたとおり、マイナンバー法案については、一応、政府のほうでは、国会のほうでは可決されているわけでございます。ただ、関連法案等々について、今、集中審議がされ、それがストップしている状況ではございますけれども、やることはやる中で、今後はセキュリティー、また情報の流出等々について、どれだけ縛りをかけていくか、こういうことも、当然、国の中で議論されると思います。これは、町村の問題というよりも国の問題として扱われていく中で、我々としては、国の動向を見きわめた中で予算なり、また住民の方々への周知を図っていくと、そのように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

先ほどの大倉君の質問に関連してですけれども、10ページのわかさぎ維持管理交付金1,900万円、これについてですけれども、この件については先ほど町長からの話もあったように、かしばが引き下がって、次の新しい温泉施設を運営してくれる業者を、今、鋭意精査中ということで動いてもらっております。それで、この1,900万円の改修費用、これにつきましても、一応、どういうところの改修やということはいただいておりますけれども、私の感じているところでは、この改修修理ですけれども、これ、私も、正月以降、五、六回いこいの温泉にも入っておりますけれども、ここの洗面所の修理中とか、こういうことはもう1月ぐらいからずっとそのまま、今まで、現在まで置かれてきています。それで、この辺は、今現在、改修するにはこれだけ要るということはわかるんですけれども、これの管理、今までかしばさんに民営化で任せましたということで、運営は任せていますけれども、やはりその運営状態、こういうものはやはりわかさぎの有限会社いうものを残して管理しているわけですから、そういうところをきちっと、やっぱり管理不足があったんやないかなど、私は感じております。

町長にお願いしたいんですけれども、これは特別委員会でも申しあげましたけれども、やはり、民間に任せたから、それでもう町はほっといてもええんやということではないと思いますけれども、それを任せた業者の管理をしていくのが、これが行政ですので、そやからその辺の管理体制というか、組織の充実をちょっと図ったってもらわんと、今、現状を見てみますと、企画環境課長が一人やっているみたいなんですけれども、なかなかそこまで目が届いていないように、私は感じております。

せやから、収支の確認等はこれアルバイトを雇ってやってもらっとるわけなんですけれども、それだけではやはりあれだけの大きい施設を運用している状態を管理していくというのは無理や思いますので、今後、また、これ、今、たとえ違うところと契約ができたとしても、やはりこれからもそういう任したところの上から管理をしていくという組織がなかったら、また同じことを繰り返すと思うんです。せやから、このわかさぎ有限会社を残すんやったら残すで、今は、社長、町長一人なんでしょう。せやから、その辺を、前の副町長の経緯もありますけれども、この辺でしっかりとその体制を見直してやってもらいたいと思うんですけれども、町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、西岡議員おっしゃるとおりだと思います。やはり、私も何度かいこいの館のお風呂に入っているんですが、やはり、使用できないということが何度か見受けることがありました。これについても、やはりそれを管理している有限会社わかさぎという存在も当然あるわけでございます。全て、運営をかしばに渡したといたしましても、やはり管理する責任というのは有限会社わかさぎにもあったかと思えます。

私も、気がついていながら、やはり徹底することができなかったということについては反省をいたしております。今後のいこいの館の運営につきましては、6月以降、新しい業者に、またお願いをしなければならないということになってこようかとも思うわけでございますが、さらにこれからその運営方針について徹底してまいりたい、そんなふうに思います。

有限会社わかさぎの現状は、アルバイト1名でございます。アルバイト1名が全ての管理をなささいというのも、無理な注文かとも思いますので、そういったことも含めて、今後、管理体制を整えていきたいと思えます。御理解をいただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 11ページの絆ネットコーディネーター事業負担金についてお聞きをし

ます。この事業について、この事業の主体は社会福祉協議会に委託される、そのように理解していいんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

実施主体は、社会福祉協議会です。事業が京都府の事業で、町と共同でやっていくというふうな中で、実施主体は社会福祉協議会。委託という表現が、どういう……、委託費に計上すべきか、負担金に計上すべきかという議論はあるんですけども、同様のことかと考えております。負担金で計上してはいますけれども、内容は委託事業ととらえていただいても結構かと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） この事業の目的は、高齢者や障害者の見守り、生活支援を進める、また地域で活動される個々の支援活動にも限界があるので、町全体で見守り支援をするネットワークづくりを進められるもので、これからの地域づくりには欠かせない最重要なものと、私は考えております。社協に事業委託されるわけですけども、行政としても本腰を入れて取り組んでいただきたい。その辺、1点答弁してください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員の御質問でございます。

議員言われるように、行政としては、当然、行政はフォーマルな部分をしっかりとやっていくというのに変わりませんが、インフォーマルな部分についてはやはりこういうネットワークづくりの中で、直接的には支援できませんけれども、間接的な何らかの支援をしていかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

この事業の目的の中に、さっきも言いましたように、見守り、いつまでも居場所を持っていただく仕組みづくり、また生活支援等あります。軽度な要介護1・2の方が、サービスから外されます。そういう方々への受け皿にも発展させていきたい、そういうことも考えておられるんでしょうか。また、総合事業の生活支援コーディネーターのとの、活動との絡み、その辺はどのようにお考えなのか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。



保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員の御質問でございます。

生活支援コーディネーターの件から御回答させていただきますと、まだ未定でございます。それに向けた協議会を本年度中に立ち上げて、生活支援コーディネーターを設置していくところでございますが、当然、行政的な、専門的な知識を持っていないとできませんので、果たしてこの、今、絆ネットコーディネーターというものを構築しまして、それがイコール生活支援コーディネーターになるとは限りませんが、重要な関連性は持つ組織であり、人材であると考えております。

それと、この絆ネットコーディネーターの事業は総合事業に移行というふうな形、当然、インフォーマルな部分で、先ほど言いましたように、住民の互助活動の核となるようなものを想定してございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） この補助事業は2年間でありまして、この間で基礎をつくり上げていただいて、その後の笠置独自の絆ネットワーク、また総合事業としての生活支援コーディネーターの絡みも含めて、そういう連携をもって自立した笠置独自のネットワークづくりに励んでいただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） すみません。ただいまの議員のおっしゃるとおり、そういうものを目指して、今後、連携なり、この絆ネットコーディネーターの事業と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西村君。質問、変えてくださいよ。質問、変えてね。

4番（西村典夫君） はい、違う質問をします。

11ページですけれども、社会福祉施設費540万円計上されております。課長のほうから、耐震補強改修及び大規模修繕工事をするという説明をいただきましたけれども、その内容について説明をいただきます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 西村議員の御質問にお答えいたします。

内容ですが、基本的には耐震補強がありきの工事でございます。耐震診断業務を26年度に実施しまして、結果が3月に出たということですので、その関係で当初予算には計上でき

ませんでした。それで、今回計上させていただいたんですが、その結果、1階の入り口から見て縦軸のほうが……。経過からいいますと、社会福祉施設というのは耐震でいいますI s値では0.6をクリアしていればオーケーだという施設でございます。もちろん、私どもの笠置会館は社会福祉施設ですので、0.6でクリアなんです、結果として、0.61、一番弱いところで0.61という数字が出ているので、耐震という意味では本来工事はしなくていいと。でも、京都府のほうと打ち合わせした中で、改修工事だけですと耐震工事があと8館控えておりまして、京都府下だけで。それが終わってからでないと改修工事はできないと。最低でも5年ぐらいはかかりますよという返事ですので、京都府との打ち合わせの中で、笠置町の笠置会館というところは、周りを急傾斜地に囲まれた地域であり、なおかつその地域の避難所として指定されているという意味と、ふだんからコミュニティ施設として多くのお年寄りが来館されているということで、一段階高い段階の基準を採用しまして——俗に言う学校基準でございます——が0.7のI s値なんですけれども、それに合わせていこうということで、笠置町の考え方をまとめて京都府に打診しまして、それでいってくださいということで、耐震補強も一緒にできるようになりました。耐震補強と合わせて、改修工事でしたら今回採択をされるであろうということで手を挙げております。

耐震工事以外の大規模修繕の部分につきましては、今、現在は考えているところは、まだ詳細はできていません。これから発注をするところでございます、こういうふうにしたということで概算で計上しているところは、玄関自動ドアの設置と玄関ホールの段差の解消、それで1階、2階及び階段の床の張りかえ、また壁や天井の修繕、電気器具のLED化。また、特に2階が中心になると思いますが、木製建具の取りかえ。それで、あと1階、2階の大小便器の取りかえと段差解消及び増築部分2部屋の雨漏りの改修、あと空調設備の取りかえ、外壁の吹きかえ——ほとんど修繕になるんですが——等をこの中に入れて計上していくつもりでおります。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第28号、平成27年度笠置町一般会計補正予算

(第1号)の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数でございます。したがって、議案第28号、平成27年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第14、議案第29号、町道路線の認定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第29号、町道路線の認定についての提案理由を御説明申し上げます。

本路線は、地域主導型公共事業として、府道奈良笠置線から京都府が施工する白砂川河川管理用道路を結ぶ道路を新設するもので、新たに町道路線として認定を行うものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。

それでは、議案第29号、町道路線の認定について、議案の中身につきまして御説明をさせていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を下記のとおり認定したいので議会の議決を求めるものでございます。

別記といたしまして、番号63、路線名、平田線、起点、大字笠置小字平田33の1から、終点、大字笠置小字平田10番地まででございます。

次のページに位置図をつけてございます。こちら、見ていただきますと、起点につきましては大手橋西詰めの府道奈良笠置線との接点から、終点は、先ほど町長も説明いたしましたとおり、京都府が施工いたします河川管理道路との接続部分までとなっております、路線の延長は約104メートルとなっております。

新たに、町道路線としての認定を行いたいものでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありますか。西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

町道にされる町の認定基準、ございますか。それに適していれば、私は、問題ないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町では、町道認定の場合の基準というものは設けておりません。ただし、平成25年に制定いたしました道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例というものがございまして、こちらにつきましては、町道を新たに新設する際の基準をどうしたものかということをも市町村の条例で決められるようになっているものであります。

中身につきましては、基本的には道路構造令等のその値なり基準を全て準用しておりますので、特別、笠置町独自の基準というものではございませんが、今回のこの道路の設計につきましては、これらの基準に照らし合わせた中で、道路の設計のほうを行っているということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

今の西村議員の質問に関連しますのやけれども、私も、そういう基準があるのかなと思っ  
とったんやけれども、ないということでした。それで、この、今、平田線は大手橋の手前か  
らここの管理道の所までということやねけれども、白砂川のこの管理道は京都府の管理で見  
てもらおうということですか。そしたら、その大手橋のところまで上がってくる道、遊歩道に  
なんのか、これ商工会の横を上がってくるということになるわけでしょ、これ。白砂川の整備  
工事のものといったら。そういう遊歩道は、これは町道ではないというようになるのか。

それと、もう1点、町内のこれ63号か、いう番号やけれども、町道としては63路線あ  
るということでもいいのか。それと、里道ですね、町内の、里道と町道の区分けというのは何  
かあるのか。そやから、何か基準いうものをつくっていったほうがええの違うのかなと思  
うんですけれども、その辺、どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、河川管理道路の部分につきましては、御質問ありましたと  
おり、京都府の管理ということになっております。遊歩道なのか、町道なのかということ  
でございますが、今回出させていただきますのは、あくまで道路法に基づく町道としての認定  
を受けたいということでございます。場所といたしましては、先ほども申し上げましたと  
おり、白砂川の河川管理用道路と、これは南笠置区の公民館の横を通過して商工会の前につな

る、今、現道、一部もうコンクリート舗装の車路となっておりますが、その部分を一部利用させていただいたこの間を、今回、町道平田線として認定を受けたいというものでございます。

それで、西岡議員がおっしゃっておられる商工会館の横を通過するという部分、そちらにつきましては、おっしゃるとおり、今現在は里道となっております。これが、全体の以前の白砂川の環境整備事業の中で、整備する中身に入っていたのかどうかということは、ちょっと、今、確認はしておりませんが、今回の町道としての整備とはまた別のものということになっております。

あと、里道と町道の違いというものでございますが、また同じことを繰り返すようで申しわけございませんが、町道というのはあくまで道路法に基づいて市町村が、今回のように、議会の議決を経て認定を行うものでございます。里道につきましては、もともとは法定外公共物ということで、国有財産であったものでございます。それから、平成17年ぐらいに国のほうから移管を各市町村にされたものでございます。笠置町内におきましても、一部地籍混乱地等でそれを町の固有財産としてお受けすると後々の管理が大変だということで、一部移管を受けていない部分がありますが、移管を受けた部分につきましては法定外公共物の管理条例というものがその当時制定されておりますので、それに基づいて管理を行っているということになってまいりますが、実際の問題といたしましては、かねてから、里道、水路の機能的な管理につきましては、それぞれの各区さんのほうをお願いをしているという実情がございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今のこの町道平田線の関係で、ちょっと関連してお聞きしたいんですけども、まずこの地図でいきますと、白砂川という、今、工事やっていますところは京都府がやっているわけですね、そうですね。ほんで、今度、ちょうどこの赤の線が、町道、今度やられるところですね、町道ですね。そうすると、この矢印のこの下の畑が、民地が何軒かあったんですけども、それはたしか土地買収をされたと思うんですけども、何かされる、そこにかかる予定で土地買収をされたんですか。これを、何かほかでやられる予定で、たしかここは民地、畑何軒かありましたけれども、民地やったんですけども、これ土地買収されたと思うんですけども。これは、何のために、それじゃ土地買収をされたん。私、ここに道路がかかるんかなと思うとったんですけども。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、大倉議員さんのほうが質問でおっしゃっていただいた畑というのは、おそらく京都府のほうが用地買収をした箇所だと思います。今のところ、笠置町では、先ほど西岡議員さんも質問していただいた用地購入にかかります費用につきましては、26年度で計上済みでございますが、まだ道路の線形が決まっておらないと、今現在、地権者の方の確定作業を行っている関係で、まだ用地買収等には至っておりません。

大倉議員さんがおっしゃっていただいております白砂川と打滝川との合流点付近、このあたりまでは、京都府のほうが、今回やっております河川管理用道路、護岸工事のほうなんです、それに必要な用地ということで去年の夏ごろまでかかって用地交渉をされて、用地購入に至っておるといふふうに聞いております。その部分につきましては、あくまで、京都府の護岸工事等の用地ということでございますので、今回の町道の用地とは、また別のものとなってまいります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

もう1件、しつこいようやけれども、河川敷の公園から大手橋の商工会の横を通って上って来るといふほうに聞いているんやけれども、この遊歩道になるのか、それは今年度でやるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、今回、京都府と笠置町がやっておりますのは、地域主導型公共事業ということでやらさせていただいておりますが、西岡議員おっしゃっておられるとおり、以前の白砂川河川環境整備事業という計画があった際に、そういった遊歩道の計画もあったようでございますが、そちらのほうにつきましては、いろいろ諸般の事情がありまして、計画が進んでおらなかったという中で、今回、地域主導型公共事業といたしまして、その全体計画の中からある部分をピックアップしてやっているという形になっておりまして、その中身で申し上げますと、京都府が行う事業といたしましては、いこいの館の対岸、白鷺橋から打滝川、白砂川の合流点までの護岸整備ですね。それにあわせて、河川管理用道路をつくっていただくというのと、あと

大手橋下流、JRのガード下部分で、同じく京都府のほうが親水護岸を行うということになっておりまして、あと笠置町のほうといたしましては府道奈良笠置線と、それから河川管理用道路を接続いたします今回の町道平田線というものを整備するといった中身になっておりまして、その商工会館ですか、の横を大手橋の下をくぐって、そのあたりへ出てくる遊歩道整備というものは、今回、地域主導型公共事業として行う事業の中には含まれておりません。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡ですけれども。

ちょっと、それいつ変えたんですか。私は、3月議会やったかな、でも質問出しているけれども、一般質問で、白砂川の整備事業の工事は中身の内容とかに変更はないのかということで質問出して聞いているけれども、そんなこと聞いていません。これ、もともとの地域主導型の申し入れをしたんは、私はよう知っているんです。それは、議長時代に府まで行って知事をお願いしてんねやから。そのときの設計図うか、その申請書、見てるでしょう。きょう、持ってへんけれども、これは、総合的には白砂川のいこいの館の、今、この京都府がやってくれる管理道いうてるところと、それから、今、出されている町道平田線、これは町がやると。ほんで、そこの白砂川の護岸整備等については、1億円の予算を見られとって、それは府がやるということになっとるんですよ。ほんで、それからあと町でやらなあかんのは、水辺の楽校のところから遊歩道をつけて、ほんで河川敷の公園へ飛び石で渡れるようにして、ほんで河川敷の公園からいこいの館へ遊歩道で行ける、つけるということやったから、私らも大いに賛成をしたというのは、今、問題になっているいこいが来客数をふやすのはどうしたらよいかとかいうの、問題があって、その河川敷へ来ているキャンプのお客さんをできるだけいこいへ入ってもらおうというようなことも含めて、この地域主導型事業は申請されているはずですよ。それ、いつ変わったんですか、そんなもん。

議長（杉岡義信君） 田中参与。

参与（田中義信君） ただいま西岡議員のほうから、地域主導型の当初の計画というんですか、考え方を述べていただきました。確かに、全体的な計画としてはそういうぐあいには聞いております。ただ、地域主導型という事業は、行政じゃなしに、そこの地域の委員会を、協議会を立ち上げてやる、その事務局じゃないねんけれども、建設産業課でやらせていただいた。それと、地域指導型にも、全体的な、予算的な規模もございます。1件につき何ぼと、いう部分がございます。だから、今回、申請書、私も、昨年度から実際その会議に入らせていただいておりますけれども、申請書を見せていただいた部分については、地域指導型の事

業については笠置町の行う分は、現在のところ、建設課長が今進めている町道平田線の部分を思っております。それ以外の部分については、確かに話がございますけれども、今回のこの事業には入っていません。ただ、今後、継続的な事業になるのか、また引き続いてするものなのか、その辺は、当然、議論になろうかなと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

先ほどの西岡議員さんの質問でございますが、一部私の方が説明を省略させていただいた部分もございましたので、ちょっとその部分、補足させていただきます。

私、お答えさせていただいたのは、あくまで商工会館の横のその遊歩道という部分ということで、御質問をいただいていたということで、その部分が入っていないというような形での御説明をさせていただいたつもりでございますが、おっしゃっていただきましたとおり、JRガードの下で飛び石ですね、それと私たち、きょう説明いたしました——そこから下流側の護岸整備、これは今回の地域主導型の京都府の事業として入っております。そこから水辺の楽校までの間、ここの間の遊歩道につきましては、そこに南笠置区さんの区の土地があるということで、それを使わせていただいて、歩行者が通れるぐらいの形での整備を行うというものはメニューのほうには入っております。はい、事業は進めて……、それで商工会館のその横、里道を通って上がってくるという部分につきましては、今回の地域主導型の公共事業としては入っていないという意味のちょっと説明をさせていただいたつもりでございます。

失礼いたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 私は、議長のとときに府まで出しとるわけや。ほんで、議長会での返事ももろてるわけ。その申請どおりでやっていきましょうということで、副知事も返事しているからな。せやから、そんなん変わってんねんやったら変わってるいうて、議会も、もらわなあかん。あれ、ほんならくれはるか、議会のほうへ。申請書出して、オーケーの許可は去年の10月か、おとしの10月か、に來ているはずや。川西君のとときやったかなと思うけども。それ、ほんなら、変わってんねんやったら、それをくださいよ。どこ、変わってんのか。

せやから、私のその申請を出したやつ書類では、そこを全部つないで、河川敷のキャンプ場の客をいこいへ持っていきたいということで、そういうことも、ちゃんとそこで発表し



とるからな。それが、変わってるねんやったら変わってるで、連絡して、変わって許可をもらいたいようなことを言うてもらわんとあかんわな。私は、まだ3月議会でも、せやから内容に変更ないのかいうことで、一般質問しとるわけや。あこの内容、読んでくれたやろ。何のために、この事業を要望したかいうこと書いてあったやろ。笠置町の観光を生かすために、観光客をどういうふうにつないでいったらええかというようなことを書いてあったやろ。あれが、趣旨やねん、この工事の。それを、変えられてんねんやったら、言うてもらわんとあかんわ。

ちょっと、至急、許可書いうのかな、申請出してオーケーになった書類、それでちょっと議会のほうにください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。今、西岡さんのそれについて答弁とその書類、今すぐ出せなかったら出せない、いつまで出せるか、答弁してください。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

提案書と、その採択に係る通知につきましては、平成25年の8月に、たしかプレゼンテーションやらさせていただいて、その後、採択を受けている内容となっております。それで、その当時の資料につきましては、すぐにお出しできますので、すぐにお渡しさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 産業課長、それはもう近々出せるわけやな。

建設産業課長（市田精志君） すぐに出します。

議長（杉岡義信君） それでよろしいか。ほかにありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 話は戻るわけですけども、町道に関しては、新設、整備、修繕は、町の財源でするものです。判定基準がない。このようなことで、例えば、この里道、町道に認定してください、そういう話もこれから出てくるわけですから、やはり町としての認定基準、これはきちんと整備をされていく必要が、私は、あると思いますが、その辺、どのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの西村議員の御質問でございますが、確かに基準がないということで、それで今回のように新設の場合につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、道路構造令なり、何なりの基準に照らし合わせて行うわけでございますが、今おっしゃっていただいたとおり、既存の、例えば里道等を町道に編入してほしいとかいう、そういうふうな場合につきましては、確かにおっしゃるとおり、何らか基準がないことには

町のほうとしても管理主体となって以後、引き続き管理していくという中で、こういった構造のものでも受けてしまうのかというようなことにもなりかねませんので、その辺につきましては、一定基準等設ける必要があるかとは考えてはおるんですが、まだ実際ちょっと、近隣の市町村のほうもこういった形かということは調べてみたんですが、まだなかなかその認定基準まで設けているところも少ないというのが実情でございますが、やはり必要なものかとも思われますので、今後、そういった形で認定基準なり、何なりを設けていくというのも検討していきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

もう1点だけ、すみませんけども。その町道認定ですけれども、これ今やっている笠置山線、あれは町道やね。あれは認定出したんですか。それと、前年度ほか切山でも地すべりの工事道を町道として、用地を取得して、町道としたと思うんですけれども、あれは、町道の認定いうのは出されているんですか。ちょっと、覚えないんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の質問でございますが、町道笠置山線と切山の坂本線でございますが、その2線につきましては、既に町道の認定を受けたものでございます。その中で、今回、改築等を行っているということでございますので、路線認定としてはもう既に受けたものという事になっております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第29号、町道路線の認定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員でございます。したがって、議案第29号、町道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第15、発議第2号、「安保法案」の慎重審議を求める意見書の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。向出健君。

2番（向出 健君） 発議第2号、「安保法案」の慎重審議を求める意見書の件について説明をいたします。意見書の中身を読み上げることで、説明といたします。

「安保法案」の慎重審議を求める意見書（案）。

安倍政権は、いわゆる「安保法案」を5月15日に国会に提出した。

同本案は、第一に、アメリカが世界のどこであれ戦争に乗り出せば、自衛隊は「戦闘地域」で軍事支援をする、第二に、戦乱が続く地域で自衛隊が武器を使って治安維持活動を行う、第三に、集団的自衛権を発動して米国のおこす戦争に自衛隊が参戦する、という大問題がある。

これまでは、「戦闘地域には派兵しない」、「武力の行使はしない」という二つの「歯止め」があったが、今回の法案はその「歯止め」を取り外し、自衛隊が「殺し、殺される」状況になる可能性が飛躍的に高まる、大変危険な内容になっている。

よって、国におかれては、「安保法案」を慎重に審議するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月11日

内閣総理大臣 安倍晋三殿。

衆議院議長 大島理森殿。

参議院議長 山崎正昭殿。

京都府相楽郡笠置町議会議長 杉岡義信。

これから、審議、採択に当たりまして、議員の皆さんに少し訴えをさせていただきたいと思えます。

戦後、自衛隊は70年間戦死者を出すことはありませんでしたけれども、今回の法案では初めて戦死者が出る、そういう可能性が本当に飛躍的に高まる。そういう大事な、危険な中身を持っています。ぜひ、皆様におかれましては、意見書に賛同していただくようお願いを申し上げます。提出者の理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。発議第2号、「安保法案」の慎重審議を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手少数です。したがって、発議第2号、「安保法案」の慎重審議を求める意見書の件は、否決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月18日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦勞さんでございました。

散 会 午後2時40分